# 65歳以上の方の 介護保険料

#### 問い合わせ

- ・知多北部広域連合 事業課 ☎052-689-2261
- ・役場 ふくし課 内線127



介護保険制度は、本人や家族が抱える介 護の不安や負担を社会全体で支え合うため の社会保障制度です。40~64歳の方は、国 民健康保険税や職場の医療保険料と合わせ て納付しますが、65歳以上の方は、知多北 部広域連合に納付することとなります。ま た、災害などの事情により保険料や利用者 負担の減免を受けることができます。

詳細は問い合わせ先へ

### 介護保険料

4月1日現在で65歳以上の方の今年度介護保険料は次のとおりです。

保険料基準額(60,876円)を基準にして、前年所得などに基づき所得段階別に保険料を決定します。

★…世帯全員が住民税非課税 ●…本人が住民税非課税者 ○…本人が住民税課税者

| 所得段階  | 対 象  | 基準額①        | 保険料率 | 介護保険料 (年額)<br>①×②<br>(百円未満切り捨て)          |
|-------|--|-------------|------|--|
| 第1段階  | ①生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者<br>②老齢福祉年金受給者…★<br>③前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が<br>80万円以下の人…★ | 60,876<br>円 | 0.45 | 27,300円<br>本人負担額<br>18,200円<br>軽減額9,100円 |
| 第2段階  | 前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が<br>80万円を超え120万円以下の人…★                                       |             | 0.65 | 39,500円<br>本人負担額<br>30,400円<br>軽減額9,100円 |
| 第3段階  | 前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が<br>120万円を超える人…★   |             | 0.75 | 45,600円<br>本人負担額<br>42,600円<br>軽減額3,000円 |
| 第4段階  | 世帯に市町村民税課税の方がいて、前年の課税年金収入と<br>その他の合計所得金額の合計が80万円以下の人…●                               |             | 0.90 | 54,700円                                  |
| 第5段階  | 世帯に市町村民税課税の方がいて、前年の課税年金収入と<br>その他の合計所得金額の合計が80万円を超える人…●                              |             | 1.00 | 60,800円                                  |
| 第6段階  | 前年の合計所得金額が120万円未満の人…○  |             | 1.20 | 73,000円                                  |
| 第7段階  | 前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人…○   |             | 1.30 | 79,100円                                  |
| 第8段階  | 前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人…○   |             | 1.50 | 91,300円                                  |
| 第9段階  | 前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人…○   |             | 1.70 | 103,400円                                 |
| 第10段階 | 前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人…○   |             | 1.80 | 109,500円                                 |
| 第11段階 | 前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人…○   |             | 1.90 | 115,600円                                 |
| 第12段階 | 前年の合計所得金額が800万円以上の人…○  |             | 1.95 | 118,700円                                 |

(注1) 合計所得金額…地方税法上の合計所得金額(収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額) のこと。扶養控除や 医療費控除などの所得控除をする前の金額。土地などの売却などに係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得および短期 譲渡所得にかかる特別控除額を控除

(注2)その他の合計所得金額…(注1)の合計所得金額から課税年金の所得金額を差し引いた金額

### 賦課

介護保険料の賦課期日は 毎年4月1日です。その後、 新たに被保険者資格を取得 した方は、資格を取得した月 (65歳以上で新たに住民と なった方は、住民となった日 の属する月、4月2日以降に 65歳に到達する方は誕生日 の前日の属する月)から保険 料の賦課が始まります。

- (例) 昭和30年8月21日生まれの方で、今年度市町村民税が本人非課税で課 税世帯の場合の今年度介護保険料の算出例(第5所得段階の方) 令和2年8月から保険料が発生します。
- ①介護保険料の年額計算 60,876円(基準額)×1.00(保険料率)=60,876円 ・・・60.800円(100円未満切捨て)
- ②介護保険料の月割計算(負担該当月数を求め保険料を計算する) 60.800円÷12か月×8か月分(令和2年8月から令和3年3月)=40.533円
- ③今年度の介護保険料 40.500円(100円未満切捨て)
- ④期別金額(各期別の振り分け計算)

令和2年8月資格取得のため、納期が9月以降に規定されている納期回数 により振り分ける。

第3期分 … 10,200円 第5期分 … 10,100円 第4期分 … 10,100円 第6期分 … 10,100円

(100円未満の端数がある場合は初回の納期に振り分け)

## 納付方法

年金からの天引き(特別徴収)と納 付書による納付または口座振替(普通 徴収)があり、年6回に分けて保険料 を納付します。特別徴収の方は、す でに4月、6月の年金から今年度介護 保険料の天引き (仮徴収) をしていま す。また、8月の年金についても仮徴 収として介護保険料の天引きをしま すが、10月以降の年金で、仮徴収し た保険料と確定した保険料との差額 を天引き(本徴収)して調整します。

| 納付   | //+ /_ D+ +HD                     |  |  |  |
|------|-----------------------------------|--|--|--|
| 方法   |                                   |  |  |  |
| #土   | 年金からの天引き                          |  |  |  |
| 別    | 第1期分(4月年金·仮徴収) 第4期分(10月年金·本徴収)    |  |  |  |
| 特別徴収 | 第2期分(6月年金·仮徴収) 第5期分(12月年金·本徴収)    |  |  |  |
| 4Х   | 第3期分(8月年金·仮徴収) 第6期分(ᠪ和3年2月年金·本徴収) |  |  |  |
| th.  | 納付書による納付または□座振替                   |  |  |  |
| 通    | 第1期分(7月31日納期限) 第4期分(11月2日納期限)     |  |  |  |
| 普通徴収 | 第2期分(8月31日納期限) 第5期分(12月25日納期限)    |  |  |  |
| 4Х   | 第3期分(9月30日納期限)第6期分(命和3年3月1日納期限)   |  |  |  |

※4月以降に65歳になった方や転入した方などで6月、8月、10月、12月、2月の各1日時 点の状況で年金保険者(日本年金機構など)から連絡があった方は約6か月後の年金 から天引きされます。

- ※特別徴収対象年金は、老齢(退職)年金、障害年金および遺族年金です。
- ※普通徴収の方が納付書で納付できる場所については、納付書裏面をご確認ください。

#### □座振替制度

65歳以上の普通徴収に該当する方は、便利で安心な口座振替制度をご 利用ください。

□座振替を希望される方は、利用する□座の通帳および通帳印を持参の うえ、役場ふくし課、知多北部広域連合または金融機関で手続きを行って ください。



## コンビニエンスストアでの納付

バーコード付きの納付書についてはコンビニエン スストアで介護保険料のお支払いが可能です。

ただし、納付書記載の「コンビニエンスストア使用期 限 | を過ぎた納付書およびバーコードが印字されてい ない納付書については、コンビニエンスストアでの 取り扱いができませんのでご注意ください。

# 負担割合証

サービスを利用する際にかかった費用のうち、自己 負担分(所得金額などに応じて1割~3割)をお支払い いただきます。要介護・要支援認定を受けている方全員 に負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を送付 いたしますので、サービスを利用される方は、ケアマネ ジャーおよびサービス事業者へ提示してください。

# 介護サービス利用に 関する法律相談

(無料、予約制)

- ●と き 8月6日(木) 午後1時30分~4時30分
- **●ところ** 東海市しあわせ村 保健福祉センター
- ●内 容 介護サービスの利用上 で生じたサービス事業者とのト ラブルに関する相談で、法律問 題を含むもの
- ●対 象 知多北部広域連合から 要介護または要支援の認定を受 けた被保険者およびその介護者
- ●定員 6名(先着順)
- **●応対者** 熊田法律事務所弁護士
- ●申し込み 7月8日(水)~21日 (火)の平日午前8時30分~午後 5時に電話で問い合わせ先へ
  - ※相談したい内容を具体的に整 理しておくこと
- ●問い合わせ

知多北部広域連合 総務課 **☎**052-689-1651

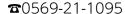
# 7月10日(金)から法務局で 「白筆証書遺言書保管制 度」がはじまります

自筆証書遺言書を作成した本人 が法務局に遺言書の保管を申請す ることができる制度です。

保管制度を利用すると、紛失の 防止、他人による破棄や改ざんを されたりすることがないなど、遺 言者だけでなく相続人や受遺者に もメリットがあります。詳細は法 務省ホームページへ

#### ●問い合わせ

名古屋法務局半田支局 総務課





# 高額介護サービス費の申請

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算(同じ世帯内に 複数の利用者がいる場合には世帯合算)し、上限額を超えたときは、申請 により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

| 利用者負担段階区分   | 上限額       |
|---|-----------|
| 現役並み所得者 ※1  | 世帯44,400円 |
| 一般 ※2   | 世帯44,400円 |
| 住民税世帯非課税  | 世帯24,600円 |
| ・課税年金収入額およびその他の合計所得金額<br>の合計が80万円以下の人 ※3<br>・老齢福祉年金の受給者 | 個人15,000円 |
| 生活保護の受給者  | 個人15,000円 |
| 利用者負担を15,000円に減額することで、生活保<br>護の受給者とならない場合               | 世帯15,000円 |

- ※1 同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の方の収 入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人
- ※2 平成29年8月から3年間に限り、同一世帯のすべての65歳以上の人(サービ スを利用していない人も含む)の利用者負担割合が1割の世帯には、年間 446,400円(8月~翌7月)を上限とする緩和措置を適用
- ※3 「その他の合計所得金額」は、地方税法上の「合計所得金額」(収入金額から必 要経費に相当する金額を控除した金額) から課税年金の所得金額を控除した金額。 なお、土地などの売却等に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得および 短期譲渡所得に係る特別控除額を控除

## 減免制度

次の表のすべての項目に該当する方(生活保護受給者を除く)は、利用 者負担の減免を受けることができます。

利用者負担の減免申請は、役場ふくし課または知多北部広域連合に申 請書を提出してください。

| 保険料の<br>所得段階 | 減免の対象となる要件   | 利用者負担額<br>の減免割合       |
|--------------|--|-----------------------|
| 第1段階         | ・世帯の年間合計収入が98万円(世帯員2人の場合は32万円加算した額、以後世帯員が<br>1人増えるごとに32万円加算した額)以下の                             | 負担額の<br>4分の3<br>を減免する |
| 第2段階         | 方 (年金なども含む)<br>・市町村民税の課税者に扶養されていない方  |                       |
| 第3段階         | (同一生計者を含む) ・世帯の預貯金額の合計が350万円(世帯員2人の場合は100万円加算した額、以後世帯員が1人増えるごとに100万円加算した額)以下の方 ・介護保険料を滞納していない方 | 負担額の<br>2分の1<br>を減免する |